

文書質問答弁書

根室市議会基本条例第11条第1項の規定に基づく本田俊治議員の文書質問について、同条第3項に基づき、下記のとおり答弁いたします。

【件名及び答弁内容】

件名：1. 今般のシステム導入に際し、リモート回線接続によるシステム導入業者の保守及び医師が端末装置を外部へ持ち出しリモート接続を行うシステム運用についてどのような判断のもと導入に至ったのか伺います。

答弁：

まず初めに、平成27年9月定例月議会病院事業会計補正予算（第1号）の審査において、当院の医療情報システムが外部とは遮断されたシステムとの答弁の説明において不十分な点がありましたので、改めて説明させていただきます。医療情報システムについては、接続の設定等により一般のインターネットとは遮断した運用を行っておりますが、一方でご質問のリモート回線接続につきましては、当院の医療情報システムは、万が一障害が発生した際、リモート接続サービス導入により迅速な対応が可能であるとシステム業者から提案を受け、障害の影響を最小限にするため、そのシステムを採用したところであります。

また、端末装置の外部持ち出しについてですが、電子カルテシステムの導入に伴い、訪問診療を行う際、端末により訪問先で処方歴や検査データ等を参照できることとなり、診療に有用であると考え運用したところであります。

※リモート回線のセキュリティについて（イメージ図）は、別紙のとおりです。

件名：2. これらのリモート接続に対するセキュリティ対策は、どの様に行なわれるのか伺います。（外部とは完全に遮断されたシステムであるという理由）

答弁：

リモート接続に対するセキュリティ対策についてですが、上記のリモート接続は、一般家庭などで使用しているインターネットと繋がっていない、システム業者が独自に構築した回線網を介して接続されています。この回線網は、市立病院とシステム業者間にIP-VPNの設定と、VPNルータの設置を行っており、また、外部からの不正侵入を制御するファイアウォールにより遮断された安全なネットワークであるため、盗聴、改ざん、成りすましから守ることが可能となっております。

医師の訪問診療用端末の接続についても、リモート接続と同等のセキュリティ対策を行っており、加えて、機器を紛失した場合は即時遮断により、カルテ情報の漏えいを防ぐ対応を講じているところであります。

なお、システム業者において、サポートセンターで使用する端末から当院の情報を外へ持ち出すことが出来ないよう、委託契約の中で秘密の保持義務を規定しております。

件名：3. 外部からのシステムへの接続操作及び外部への端末装置を持ち出すこと等、今回のシステム運用に関して、プライバシー保護の観点から根室市個人情報保護条例に基づく諸手続きはどの様に行われているのか、また、公的機関として病院内における管理基準はどの様に定めるべきか、基準の有無を含め、考え方を伺います。

答弁：

電子カルテリモート接続及び訪問診療用端末は、市立根室病院医療情報システム運用管理規程に基づき運用しており、この規程につきましては、厚生労働省発行の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠しているところであります。

また、院内における訪問診療用端末の運用については、「訪問診療ネットワーク利用マニュアル」を策定し、市立根室病院医療情報システム検討委員会で承認を得たところであります。

なお、リモート接続及び訪問診療端末の運用による個人情報等の安全性等については、議員のご指摘を踏まえ、「根室市情報公開・個人情報保護審議会」及び「電子計算機処理運営委員会」に対し、来年の早い時期に説明及び報告を予定しております。

いずれにいたしましても、医療情報システムについては、患者サービスの向上や診療データの一元化などを目的に導入したところでありますが、システムの運用にあたっては、個人情報の取り扱いが大変重要であると認識しており、引き続き、個人情報の保護については、細心の注意を図ってまいります。

リモート接続回線のセキュリティについて(イメージ図)

別紙

市立根室病院と委託先との2拠点間のセキュリティ対策は、通常のご家庭などで使用しているインターネットとつながっていない委託先業者が独自に構築した回線網を利用しています。

また、市立根室病院と委託先の接続方式は、IP-VPN方式を利用し、それぞれの拠点に設置するVPNルータによって暗号化や接続制御を行うことで、盗聴、改ざん、成りすましから守ります。

なお、外部からの不正侵入は、ファイアウォールにより完全に阻止している安全なネットワークです。

